

地方公共団体向け

平成30年7月豪雨災害における 被災者支援の取組み



内閣府

(平成30年7月14日現在)

災害救助法による救助

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他の食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等
(令第1条第1項第4号)

5. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

- ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分 → 50 / 100
- ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分 → 80 / 100
- ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分 → 90 / 100

国庫負担割合

- 50 / 100
- 80 / 100
- 90 / 100

平成30年7月豪雨災害の初期におけるプッシュ型支援

1. 基本的考え方

- 避難生活の長期化等が想定されることに伴い、被災者の命と生活環境に不可欠であるもの。

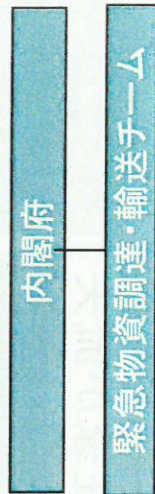
2. 対象品目

- | | | | | |
|---------|-------------|-----------------|-------------|-----------|
| ○ 水 | ○ 冷蔵庫 | ○ 軍手 | ○ 下着類 | ○ ボディシート |
| ○ 食料品 | ○ 洗濯機 | ○ 長靴 | ○ タオル | ○ シャンプー |
| ○ クーラー | ○ ゴミ袋 | ○ 雨合羽 | ○ ティッシュペーパー | ○ 石けん |
| ○ 仮設トイレ | ○ ブルーシート | ○ 紙おむつ(大人用/子供用) | ○ マスク | ○ 段ボールベッド |
| ○ ほ乳瓶 | ○ ショベル・スコップ | ○ 生理用品 | ○ 歯ブラシ・歯磨き粉 | ○ パーティション |

※上記のほか「基本的な考え方」に沿う品目も対象

3. 対象自治体

- 今回の豪雨によって設けられた避難所で避難生活を送る被災者を対象とする。
(災害救助法が適用されない市町村も対象とする)



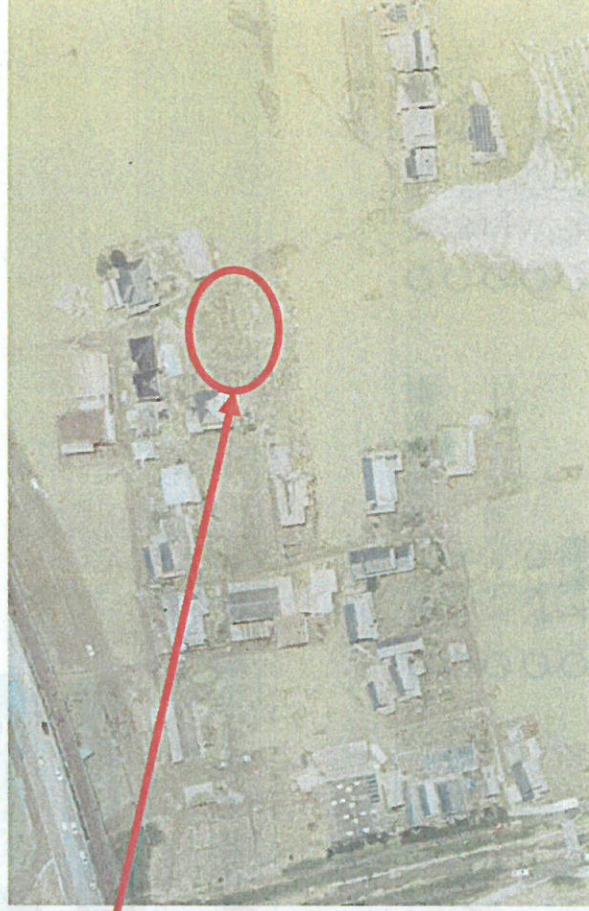
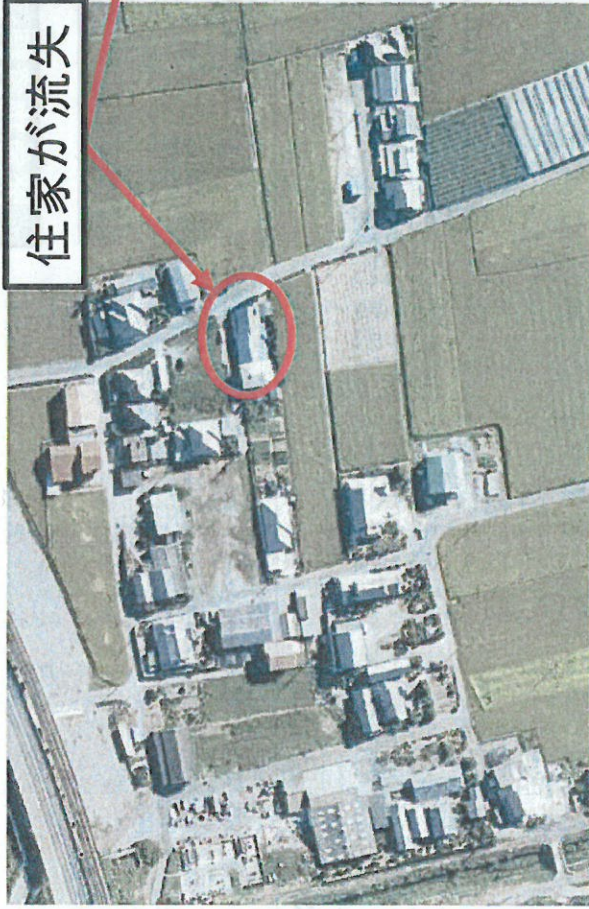
岡山県庁・広島県庁・愛媛県庁(各県に「現地連絡調整室」を設置)

各府省庁からの連絡調整員

水・食料品・クーラー・仮設トイレ等

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化①

航空写真等を利用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)



【被災前 (2007年10月6日)】

【被災後 (2018年7月9日)】

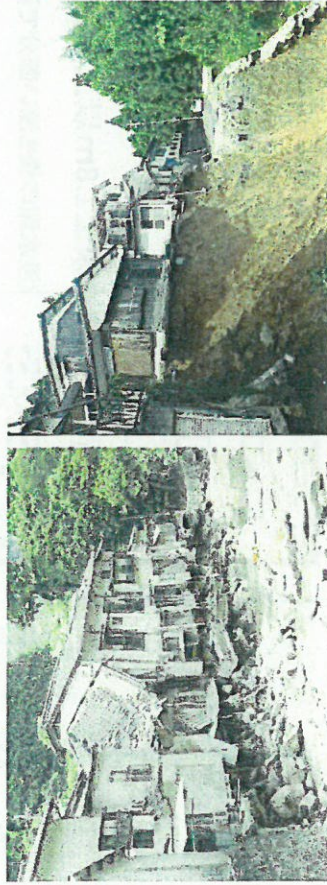
＜岡山県倉敷市真備町＞

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化②

基礎が損傷している場合、
簡易に「全壊」と判断

基礎のいずれかの辺が全
部破壊しており、かつ破壊
している基礎直下の地盤が
流出、陥没等している場合

木造・プレハブ



【平成29年台風18号等での
基礎・地盤被害による住家被害の例】

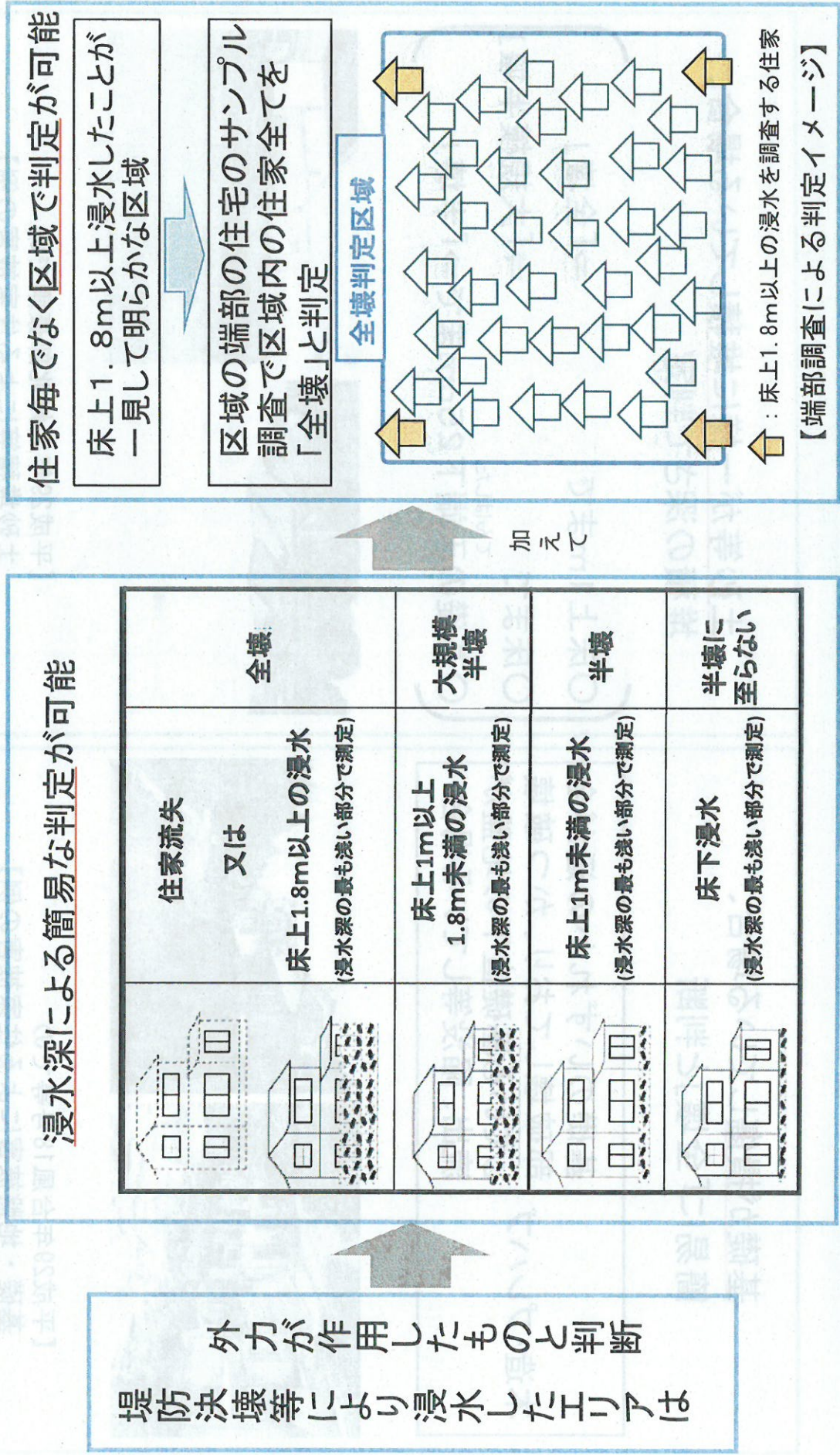
土砂等が一様に堆積している場合、
堆積の深さで判定

- 床上1mまで ⇒「全壊」
- 床まで ⇒「大規模半壊」
- 基礎の天端下25cmまで ⇒「半壊」



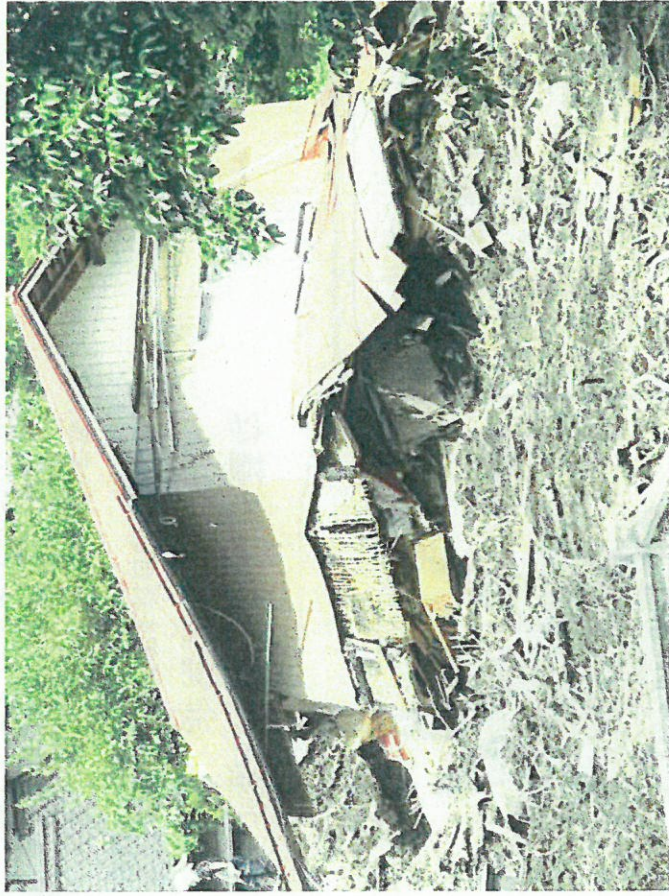
【平成29年九州北部豪雨での
土砂堆積等による住家被害の例】

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化③



り 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化④

外観による「全壊」の判定



【一見して住家がすべて倒壊している場合】



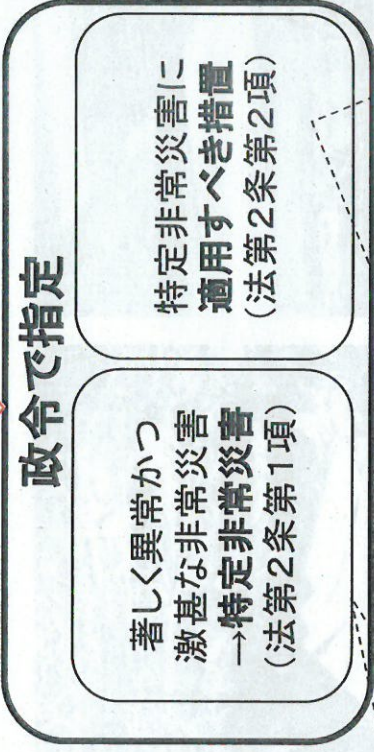
【一見して住家がすべて流失している場合】

平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等

平成30年7月豪雨災害を特定非常災害として政令指定
(7月14日閣議決定)

内閣府が各府省の告示の制定
状況等を取りまとめ・公表

各省庁に
おける措置
(順次)
○ 満了日の延長
を行う権利利益
等を告示により
指定(法第3条
第2項)等



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

- 次の事項等の諸要因を総合的に勘案
- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
 - ② 住宅の倒壊等の多数発生
 - ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
 - ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

【適用した災害】

○ 新潟中越地震(H16.10.23) 死者: 68人 最大避難者: 103,178人	○ 熊本地震(H28.4.14) 死者: 228人 最大避難者: 196,325人
○ 東日本大震災(H23.3.11) 死者: 21,839人 最大避難者: 468,653人	

適用すべき措置の内容

- ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
例: 運転免許証の有効期間
猟銃等の所持の許可の有効期間
犯罪被害者等給付金の申請期間の延長
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
例: 風俗営業や古物営業の許可申請書の記載事項に変更があった
場合の届出義務
自動車の保管場所の変更等の届出義務
- ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)

問合せ先

1. 災害救助法による救助

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付
佐藤(全体)、堀田(岡山県)、星野(広島県)、浅井(愛媛県)

03-3501-5191

2. 平成30年7月豪雨災害の初期におけるプッシュ型支援

内閣府緊急物資調達・輸送チーム

佐野、中野

03-6257-3859

3. 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)付

栗津、黒瀬

03-3501-5696

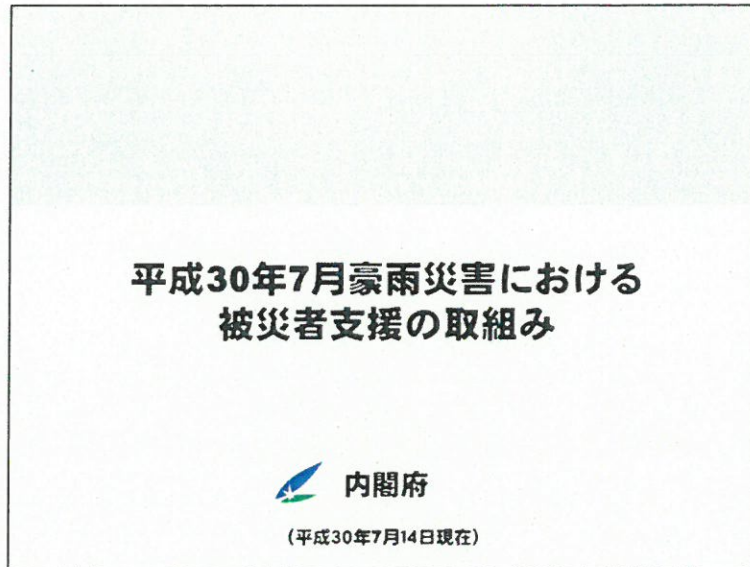
4. 平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

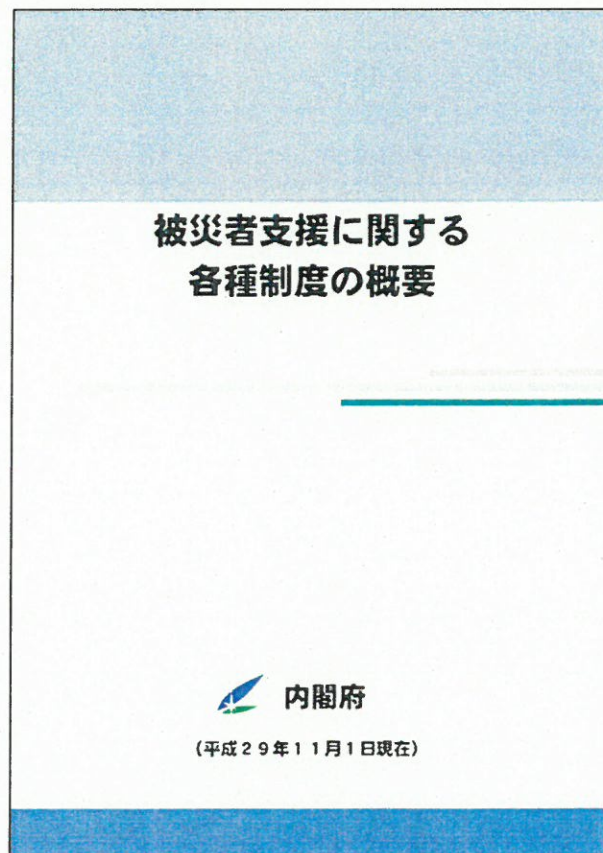
安藤、高橋、山下、井上

03-3501-5408、03-3501-5190

被災者支援の取組み、制度に関する資料のダウンロード先



URL : http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180715_7kaisiryu.pdf
(第7回非常災害対策本部会議資料より 20 内閣府)



URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

以上

